

よくわかる 介護保険



利用の手引き

介護保険のしくみ

介護保険は、介護が必要になった方が地域で安心して暮らしていくためのしくみです。

市区町村が運営し、40歳以上の方が加入し、加入者全員が保険料を納めます。

● 介護保険の加入者

65歳以上の方（第1号被保険者）

介護や支援が必要であると「認定」を受けた方は、サービスを利用できます。

※介護が必要となった原因は問われません。

40～64歳の方（第2号被保険者）

介護保険で対象となる病気（特定疾病）が原因で介護や支援が必要であると「認定」を受けた方は、サービスを利用できます。

※交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外になります。

＊特定疾病は以下の16種類が定められています。

- | | |
|--|--|
| ● <small>ぎん い しゅくせいそくさくこう かしょう</small>
筋萎縮性側索硬化症 | ● <small>こうじゅうじんたいこつ かしょう</small>
後縦靱帯骨化症 |
| ● 骨折を伴う骨粗しょう症 | ● <small>た けいとう い しゅくしょう</small>
多系統萎縮症 |
| ● 初老期における認知症 | ● <small>せきずいしょうのうへんせいしょう</small>
脊髄小脳変性症 |
| ● <small>せきちゅうかんきょうさくしょう</small>
脊柱管狭窄症 | ● 早老症 |
| ● 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 | |
| ● 脳血管疾患 | ● パーキンソン病関連疾患 |
| ● 閉塞性動脈硬化症 | ● 関節リウマチ |
| ● 慢性閉塞性肺疾患 | |
| ● 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 | |
| ● がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る） | |

「地域包括支援センター」とは？

地域の高齢者のさまざまな困りごとに対応する総合相談窓口です。

【主にどんなことをするの？】

- 高齢者やその家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応、支援
- 介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
- 高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業 など

近江八幡市

介護保険で利用できるサービスについて大きな流れを知ろう 相談～利用できるサービス

1 | 相談する

市区町村の窓口または地域包括支援センターで、相談の目的を伝えます。希望するサービスがあれば伝えましょう。

- ▶ 介護サービスが必要
- ▶ 住宅改修が必要

など



- ▶ 生活に不安があるがどんなサービスを利用したらよいかわからない

など



- ▶ 介護予防に取り組みたい

など



2 | 心身の状態を調べる

要介護認定または**基本チェックリスト**を受けます。
まだ支援が必要でない方には、一般介護予防事業などを紹介します。

認定

要介護認定を受ける

市区町村の窓口等に申請して、要介護認定を受けます。

詳しくは ▶ P.4～5

認定



基本チェックリストを受ける

地域包括支援センターに相談し、25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。

介護予防・生活支援サービス事業のみを希望する場合には、基本チェックリストによる判定で、サービスを利用できます。



介護サービスや介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業を利用するには、まずは、市区町村の窓口や地域包括支援センターに相談しましょう。



3 | 心身の状態を知る

要介護認定や基本チェックリストによって心身の状態が判定されます。

要介護1～5



要支援1・2



非該当

生活機能の低下が
みられる
(事業対象者)



自立した生活が
送れる



4 | サービスを利用する

必要な支援の度合いによって、利用できるサービスは異なります。

介護サービスを利用できます。

「介護サービス」は要介護1～5の方が利用できます。



介護予防サービス を利用できます。

「介護予防サービス」は、要支援1・2の方が利用できます。



総合事業

介護予防・生活支援サービス事業 を利用できます。

「介護予防・生活支援サービス事業」は、要支援1・2の方、基本チェックリストによって、生活機能が低下していると判定された方(事業対象者)が利用できます。



一般介護予防事業を利用できます。

一般介護予防事業は、65歳以上のすべての方が対象の事業です。





要介護認定の申請方法から結果の通知、その後の要介護度

要介護認定の手順

介護サービス、介護予防サービスを利用するには、申請をして、介護や支援が必要であると認定を受「要介護認定」では、どれくらい介護保険サービスが必要かなどを判断します。

1 申請する

申請の窓口は市区町村の介護保険担当課です。申請は、本人のほか家族でもできます。

本人や家族が申請できない場合、次のところでも申請の代行を依頼できます。(更新・変更申請も含む)

- ・地域包括支援センター
- ・居宅介護支援事業者
- ・介護保険施設



申請に必要なもの

- ✓ 申請書
- ✓ 主治医意見書のための問診票
市区町村の窓口にあります。
市HPからダウンロードも可能です。
- ✓ 介護保険証
- ✓ 健康保険の保険証
- ✓ マイナンバーがわかるもの



申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・受診日等を記入する欄があります。
かかりつけの医師の氏名等を、確認しておきましょう。

2 要介護認定

申請をすると、訪問調査のあとに公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い(要介護度)が決まります。

訪問調査

市区町村の担当職員などが自宅などを訪問し、心身の状態や日中の生活、家族・居住環境などについて聞き取り調査を行います。

主治医の意見書

市区町村の依頼により主治医が意見書を作成します。

※最近の受診がない方は受診が必要です。

一次判定

訪問調査の結果や主治医の意見書の一部の項目をコンピュータに入力し、一次判定を行います。



二次判定(認定審査)

一次判定や主治医の意見書などをもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査・判定します。

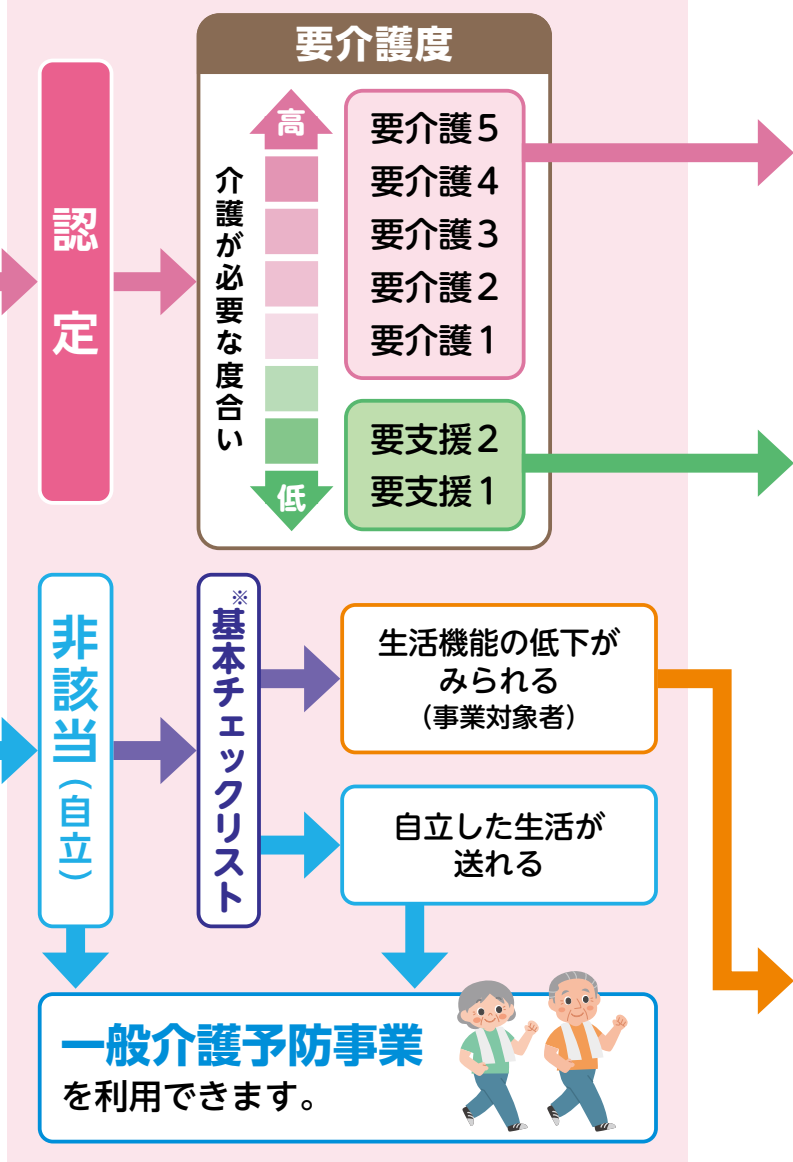


ける必要があります。

3 結果の通知

結果の通知は申請から概ね30日程度で届きます。

「要介護」と認定された方は「介護サービス」を、「要支援」と認定された方は「介護予防サービス」、「介護予防・生活支援サービス事業」を利用できます。

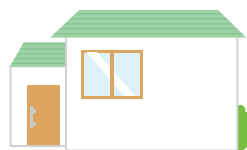


要介護度別のサービス利用までの

要介護1～5と認定された方で、自宅を中心としたサービスを利用したい方は、市区町村などに連絡します。要支援1・2と認定された方は介護予防サービス事業所などに連絡します。

要介護1～5の方

自宅で暮らしながらサービスを利用したい



1 ケアマネジ選ぶ

市区町村などが発行する介護サービス事業者一覧の中から居宅介護支援事業者(ケアマネジャー)を選び、連絡します。

介護保険施設へ入所したい



1 介護保険施設を選ぶ

見学するなどサービス内容や利用料について検討し、施設に直接申し込みます。

要支援1・2の方

1 介護予防支援事業所等に連絡する

介護予防支援事業所等に連絡します。



※変更ポイント

介護予防ケアプランの作成を、市区町村から指定を受けた介護支援事業者へ依頼できるようになりました。(令和6年度から)

1 地域包括支援センターに連絡する

地域包括支援センターに連絡します。

事業対象者

介護認定の手順からサービス利用まで

介護認定の手順

サービス希望の方は居宅介護支援事業者に、施設への入所希望の方は介護保険施設に、支援事業所等に連絡します。

1 介護認定を受ける

介護認定を受ける事業
居宅介護支援事業
サービス事業
です。

2 ケアプラン※¹を作成する

担当のケアマネジャーとケアプランを作成します。



3 サービスを利用する

サービス事業者と契約します。
ケアプランにそって**介護サービス**を利用します。

1 施設への入所

施設への入所内容や
対応した上で、
入所します。

2 ケアプラン※¹を作成する

入所する施設のケアマネジャーとケアプランを作成します。

3 サービスを利用する

ケアプランにそって**施設サービス**を利用します。

1 介護予防認定を受ける



介護認定を受けた居宅介護
サービス（平成24年4月から）

2 介護予防ケアプラン※¹を作成する

介護予防支援事業所の職員やケアマネジャーと相談しながら介護予防ケアプランを作成します。



3 サービスを利用する

サービス事業者と契約します。
介護予防ケアプランにそって**介護予防サービス**および**介護予防・生活支援サービス事業**を利用します。



1 地域包括支援センターへの連絡

2 ケアプラン※¹を作成する

地域包括支援センターの職員と相談しながらケアプランを作成します。

3 サービスを利用する

サービス事業者と契約します。
ケアプランにそって**介護予防・生活支援サービス事業**を利用します。

介護サービス

施設サービス

介護予防サービス

介護予防・生活支援サービス事業

※1 ケアプランとは、どのようなサービスをどのくらい利用するかを決めた計画書のことです。
ケアプランの作成、介護予防ケアプランの作成は、利用者の費用負担はありません。

サービスの種類

介護度により利用できるサービスは異なります。原則として1～3割の自己負担で利用できます。
「地域密着型サービス」を表します。原則として事業所のある市区町村の住民だけが利用できるサービスです。

ケアプランの作成・相談

居宅介護支援

自宅を訪問し日常生活を手助け

訪問介護

訪問入浴介護

訪問リハビリテーション 他

お医者さんの指導のもとでの管理・助言

訪問看護

居宅療養管理指導



生活介護が中心の施設

介護老人福祉施設

介護やりハビリが中心の施設

介護老人保健施設

長期療養の機能を備えた施設

介護医療院



施設に通う

通所介護

通所リハビリテーション

地 認知症対応型通所介護 他

短期間施設に泊まる

短期入所生活介護

短期入所療養介護

通いを中心とした複合的なサービス

地 小規模多機能型居宅介護

地 看護小規模多機能型居宅介護

生活環境を整える

福祉用具貸与

特定福祉用具購入

居宅介護住宅改修

(事前申請が必要)



*一部の福祉用具は
貸与と購入を選択
できます。

(令和6年4月から)

変更ポイント

自宅から移り住んで利用

特定施設入居者生活介護

地 認知症対応型共同生活介護 他

介護予防ケアプランの作成・相談

介護予防支援

自宅を訪問し日常生活を手助け

介護予防訪問入浴介護

介護予防訪問リハビリテーション

お医者さんの指導のもとでの管理・助言

介護予防訪問看護

介護予防居宅療養管理指導

施設に通う

介護予防通所リハビリテーション

地 介護予防認知症対応型通所介護

短期間施設に泊まる

介護予防短期入所生活介護

介護予防短期入所療養介護

通いを中心とした複合的なサービス

地 介護予防小規模多機能型居宅介護

生活環境を整える

介護予防福祉用具貸与

特定介護予防福祉用具購入

介護予防住宅改修

(事前申請が必要)



自宅から移り住んで利用

介護予防特定施設入居者生活介護

地 介護予防認知症対応型共同生活介護

「ケアマネジャー」とは どんな人？

ケアマネジャーは、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように導いてくれる介護サービスの窓口役です。

【ケアマネジャーの役割】

- 要介護認定の申請代行
- ケアプランの作成
- 介護サービス事業者との連絡調整
- サービスの再評価とサービス計画の練り直し など



ケアマネジャーは正式には介護支援専門員といい「居宅介護支援事業者」等に所属しています。

自宅を訪問し、リハビリ職の助言を受けてできることを増やす

訪問型サービスC

施設に通い運動に取り組む

通所型サービスC

施設に通いそれぞれの目標に応じた活動に取り組む

通所型サービスA



介護保険証と負担割合証

介護保険証（介護保険被保険者証）

交付対象者

- **65歳以上の方**
・1人に1枚交付されます。
・65歳になる月（誕生日が1日の方は前月）に交付されます。

必要なとき

- **40～64歳の方**
・要介護認定を受けた方に交付されます。
- ・要介護認定の申請をするとき（65歳以上の方）
- ・ケアプランを作成するとき
- ・介護保険サービスを利用するとき など

介護保険被保険者証	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 性別 男・女
交付年月日	年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	〇〇市町村

大切に保管しましょう。

負担割合証（介護保険負担割合証）

交付対象者

要介護認定を受けた方、介護予防・生活支援サービス事業対象者に交付されます。

必要なとき

介護保険サービスを利用するとき
【有効期限】1年間（8月1日～翌年7月31日）

負担割合
(1～3割)が
記載されます。

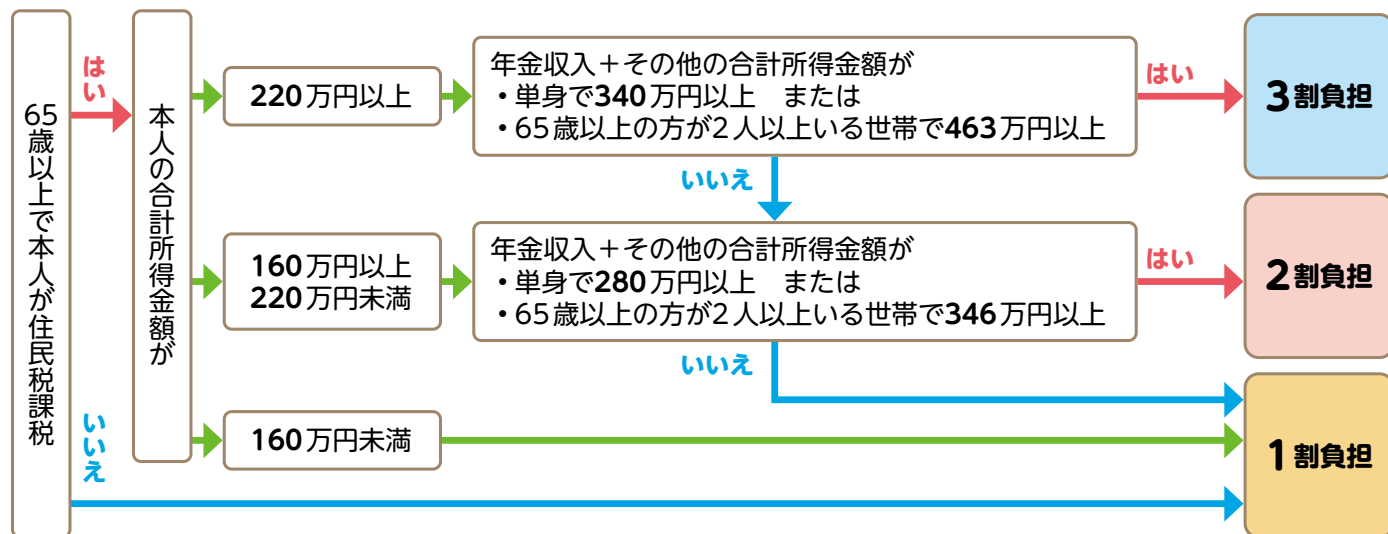
介護保険負担割合証	
交付年月日 年 月 日	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
利用者負担の割合	適用期間
1割	開始年月日 年 月 日 終了年月日 年 月 日
2割	
3割	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	〇〇市町村

介護保険証、負担割合証を受け取ったら内容を確認して、大切に保管しておきましょう。

介護保険証、負担割合証はイメージです。市区町村により内容や色が異なります。

介護保険サービスの自己負担割合と判定基準

介護保険サービスの自己負担割合は、所得の状況などによって、1割、2割、3割のいずれかになります。



※ 40～64歳の方は、所得にかかわらず1割負担です。

近江八幡市 福祉保険部 介護保険課

TEL: 0748-33-3511 E-mail: 010804@city.omihachiman.lg.jp